

令和5年度

第4回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和5年度第4回江別市農業委員会定例総会議事録

令和5年7月31日（月） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（19名）

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
山口利夫
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西純一
荻野雅志
田中浩一
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
山田保彦
長谷川礼子
工藤多希子
浅野目貴史

2 欠席委員（1名）

得能謙二

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	川合	正洋
	主任	大野	慶廣
	主任	金澤	由希
	主事	武山	直人

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第16号 | 第2回農政常任委員会開催結果報告について |
| 日程第5 | 報告第17号 | 第4回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第6 | 報告第18号 | 農地法第3条の規定による許可取消願について |
| 日程第7 | 議案第10号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第8 | 議案第11号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第12号 | 第4回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 農用地の買入協議に係る要請について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 農業委員の担当区域の設定について |
| 日程第14 | 推薦第2号 | 江別市経済審議会委員の推薦について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和5年度第4回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、保倉義治委員、保倉浩行委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和5年度第4回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和5年7月31日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。
令和5年度第1回臨時総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に得能委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第16号

- 議長 日程第4 報告第16号 第2回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。
農政常任委員長の報告を求めます。
農政常任委員長。

○**農政常任委員長** 報告第16号 令和5年度第2回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 令和7年度農業政策と予算に関する要望の提出について

事務局より説明を受け、要望の集約については農業委員の皆さまから集約することといたしました。

また、集約の時期は9月8日までといたしました。

以上でございます。

○**議長** これより報告第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第16号を終結いたします。

◎報告第17号

○**議長** 日程第5 報告第17号 第4回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○**農地常任委員長** 報告第17号 令和5年度第4回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 第4回農用地利用集積計画の決定について

付議事件3 農用地の買入協議に係る要請について

付議事件4 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○**議長** これより報告第17号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第17号を終結いたします。

◎報告第18号

○**議長** 日程第6 報告第18号 農地法第3条の規定による許可取消願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

- 大野主任 報告第18号 農地法第3条の規定による許可取消願についてをご説明申し上げます。
- 今回願出がありましたのは、農地法第3条の規定による許可取消願の1件でございます。
- 平成29年度第6回定例総会の議案第20号で可と議決の件につき、取消の申請を理由相当と認め、受けたものであります。
- 以上、1件 畑1筆4,073.00㎡でございます。
- 説明は、以上でございます。
- なお、議案第11号のNo.3の譲渡人の確定に関する件でありますことを申し添えます。
- 議長 これより報告第18号に対する質疑に入ります。
- 質疑ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 質疑なしと認めます。
- 以上で報告第18号を終結いたします。

◎議案第10号

- 議長 日程第7 議案第10号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
- 現地調査委員を代表して、佐藤昇委員より説明願います。
- 佐藤昇委員 議案第10号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
- 今回願出がありましたのは、No.2の1件でございます。
- 当該地は、平成11年10月27日付けで農地法第4条転用許可のあった土地で、現在の登記地目が田のままであることから、願出があったものでございます。
- 現地調査は、7月12日に松下委員、田中委員、私、事務局から首藤主幹と大野主任が参加し行いました。
- 土地の所在等は記載のとおりで、No.1の現況は農業用施設用地のため、登記地目田1,606.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。
- 以上でございます。
- 議長 これより議案第10号に対する質疑に入ります。
- 質疑ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 質疑なしと認めます。
- 議案第10号を採決いたします。
- 現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思っております。
- このことについて、ご異議ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- ご異議なしと認めます。
- よって、そのように決しました。

◎議案第11号

○議長 日程第8 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 今回申請がありましたのは、No.1からNo.4の計4件でございます。

No.1とNo.2は、農地所有者個人から農業者個人へ所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.3とNo.4は、農地所有者個人から営農を開始しようとする個人へ所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、4件6筆 計27,230.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第12号

○議長 日程第9 議案第12号 第4回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 議案第12号 第4回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

いたします。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが1件1筆12,155.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第12号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

第4回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第13号

- 議長 日程第10 議案第13号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

- 武山主事 議案第13号 農用地の買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

これは、記載の者から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づき公益財団法人北海道農業公社を含めて調整を行ったところ意向が一致しなかったもので、このままでは公社が当該農用地に係る権利を取得できなくなることにより、認定農業者又は認定新規就農者への利用権の設定等が困難になる恐れがあるため、同附則第3条第2項の規定により、公社による買入協議を行うよう江別市長から公社及び農地所有者に対して通知することを市長に要請することについて、意見の決定を求めるものでございます。

内容につきましては記載のとおりで、全4筆 98,147.00㎡が対象となっております。

- 議長 これより議案第13号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第14号

- 議長 日程第11 議案第14号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

- 武山主事 議案第14号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、編入4件です。

変更理由及び内容について、ご説明申し上げます。

各土地につきましては、地域において将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくため農用地区域内へ編入する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更につきましては、当該箇所が法令の定める農用地区域の設定基準である10haの規模の一団の農地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第15号

- 議長 日程第12 議案第15号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

- 首藤主幹 議案第15号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

初めに、提案趣旨について少し触れたいと思います。

令和元年10月に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年12月に全国農業会議所及び北海道農業会議からこの申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において法令遵守の申し合わせ決議、注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上、同様の取り組みを実施するよう依頼がありました。

これを受け、当農業委員会においても、令和元年度1月の総会及び令和2年度11月の総会において、法令遵守の申し合わせ決議を行っておりますが、今回委員の改選が行われたことも踏まえ、改めて決議を行うことについて提案させていただくものでございます。

それでは、決議内容について朗読いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と職責を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

- 2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年7月31日

江別市農業委員会

以上でございます。

これより議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第16号

○議長 日程第13 議案第16号 農業委員の担当区域の設定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 議案第16号 農業委員の担当区域の設定についてご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員を設置していない農業委員会、農業委員会等に関する法律第17条第5項の規定に基づき、農業委員が行う農地等の利用最適化推進活動について担当区域を定めることとなっております。

これは平成28年4月1日の同法律改正により規定されたものでございます。

各委員におかれましては、これまでも所属する地区におきまして担い手への農地あっせん調整や遊休農地の発生防止等の利用最適化推進活動に取り組んでこられたものと思いますが、担当区域として明確に定められておりませんでした。

このことから、今回委員の改選が行われたことを機に、正式に担当区域の設定を行おうとするものでございます。

団体からの推薦に基づき選任した委員の担当区域につきましては、江別市全域としておりますが、各団体からの専門的な視点に基づき地区を問わず相談、助言等を行っていただきたいほか、ご自身の所属する地区について、担当区域の委員と連携して活動を行っていただきたいと思っております。

なお、各委員には今回の担当区域の設定を踏まえ利用最適化活動を行っていただくこととなりますが、今後の法令上の手続きについて制約等が発生するものではなく、担当区域の外の農地について活動を行うことを制限するものでもありません。

以上でございます。

○議長 これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

農業委員の担当区域の設定について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎推薦第2号

○議長 日程第14 推薦第2号 江別市経済審議会委員の推薦についてを議題といたします。

江別市経済審議会条例第3条に規定されている委員について、推薦依頼がありましたので、当職において指名推薦いたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、江別市経済審議会委員に西純一委員を推薦いたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました西純一委員を江別市経済審議会委員に推薦することに決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和5年度第4回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時59分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月31日

議長（会長）

署名委員

署名委員